

第3章 計画の基本的な考え方

【パブリックコメント】

第1節 基本理念

本計画は、「多治見市福祉基本条例」の理念を高齢者福祉分野で実現するものです。

図表 多治見市福祉基本条例 基本理念（第3条）

- 1 すべての市民が個人として尊重される社会
- 2 すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- 3 すべての市民が生きがいを持てる社会
- 4 すべての市民が健やかに暮らせる社会
- 5 すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- 6 すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- 7 すべての市民が安心して生活できる社会
- 8 すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

第2節 基本目標

本市では、第6期計画以降、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組んできました。

本計画においても、これまでの考え方を継承するとともに、以下の事項に重点的に取り組むことにより、引き続き、高齢者が元気で、住み慣れた地域や住まいで、自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指します。

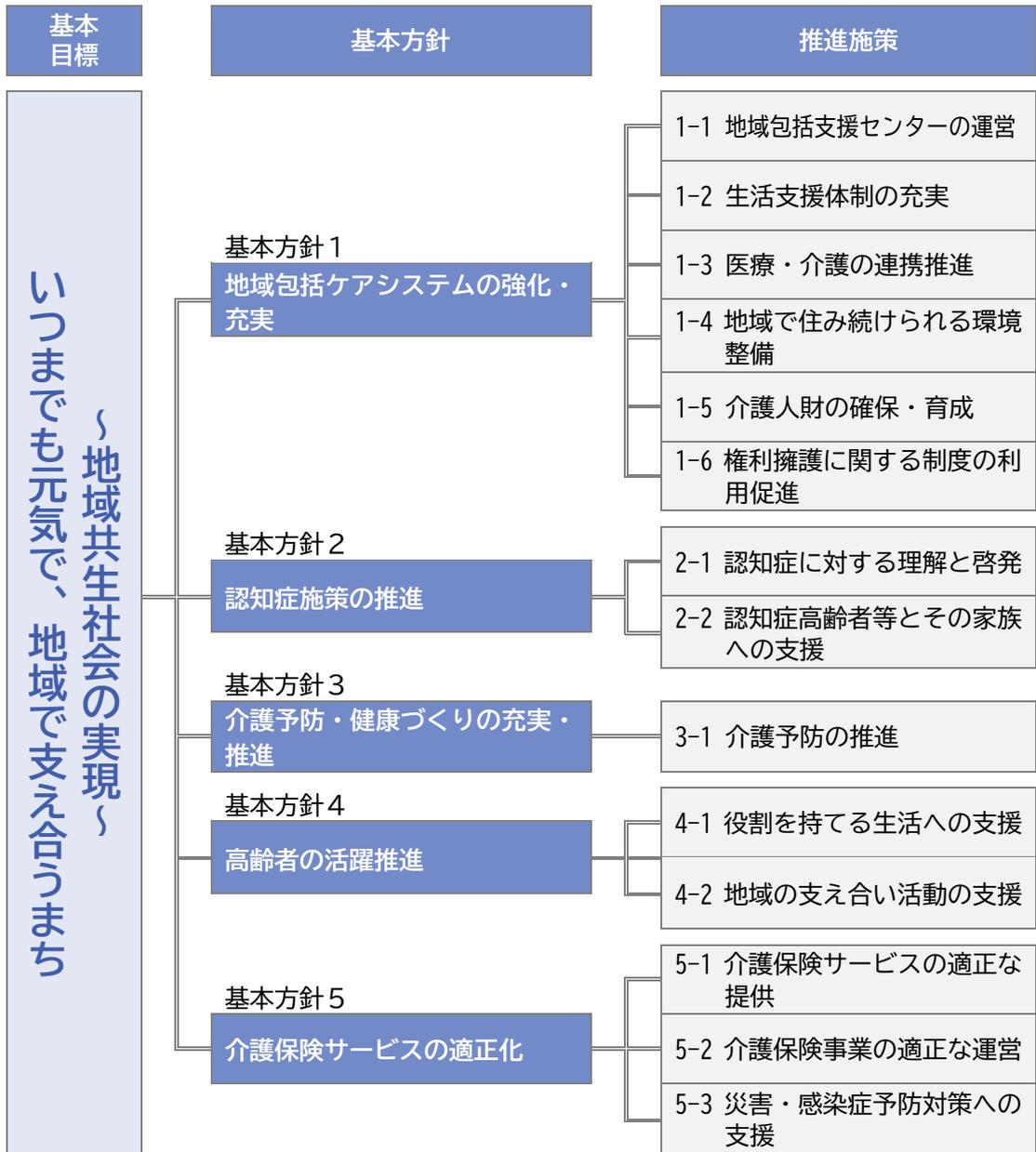
基本目標

いつまでも元気で、地域で支え合うまち
～地域共生社会の実現～

今期計画期間中に重点的に取り組む事項

- 1 住民主体サービス等支え合い・見守り体制の充実・強化
- 2 孤立・フレイル防止のための身近なサロン等集いの場づくりの支援
- 3 今後増加が予想される認知症の人や家族等への対策の推進
- 4 身近な相談機関としての地域包括支援センターの周知・活動強化

図表 施策体系



第4章 施策の展開

第1節 (基本方針1) 地域包括ケアシステムの強化・充実

1-1 地域包括支援センターの運営

1. 身近な地域包括支援センターの運営

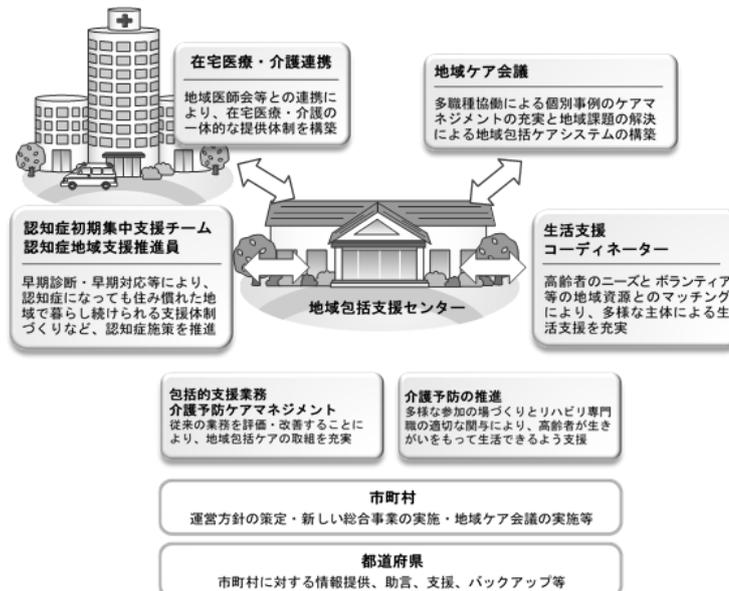
地域の現状と課題を適切に把握するとともに、業務量に応じた適切な人員配置、センター間や担当課との役割分担の明確化や連携強化等により効果的な運営に努めます。また、地域との関係性の強化を図り、市民が相談しやすい環境を構築・維持します。

主な取組み

- ① 地域包括支援センター業務を適切に実施し、周知に努めます
- ② 業務の見直しを行いつつ、適切な人員配置に努めます
- ③ 地域との関係性強化を図り、身近な地域包括支援センターを目指します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター相談数	件	12,325	13,000	13,200	13,400

図表 地域包括支援センターの機能



2. 地域ケア会議の推進・活用

地域ケア会議では、必要な支援を適切に行うため、多様な関係者で個別ケースの検討を行うとともに、検討により共有された地域課題を地域づくりや社会資源の開発、政策形成に結び付け、地域包括ケアを推進しています。

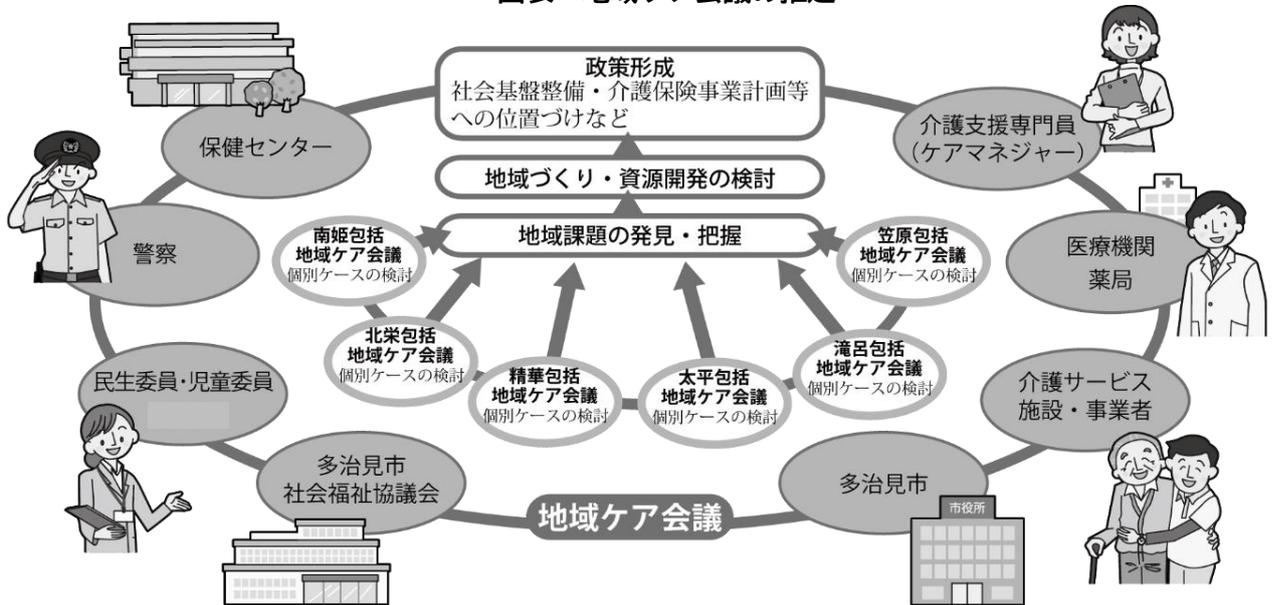
地域包括支援センターを中心に多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの検討を行うとともに、蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有、ネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの体制整備のための施策を立案します。

主な取組み

- ① 個別ケースについて専門職を含めた関係機関と情報の共有を図ります
- ② 地域課題の把握と整理をします
- ③ 課題の解決に向けた対応策を関係機関と連携・検討し施策につなげます

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議のケース数	件	57	60	60	60

図表 地域ケア会議の推進



1-2 生活支援体制の充実

1. 生活支援サービスの整備・充実

高齢者が地域で暮らしていくためには、地域住民ボランティア、NPO 法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による見守りや生活支援が大切です。生活支援コーディネーターの配置等により、地域で支え合う体制づくりを進めます。

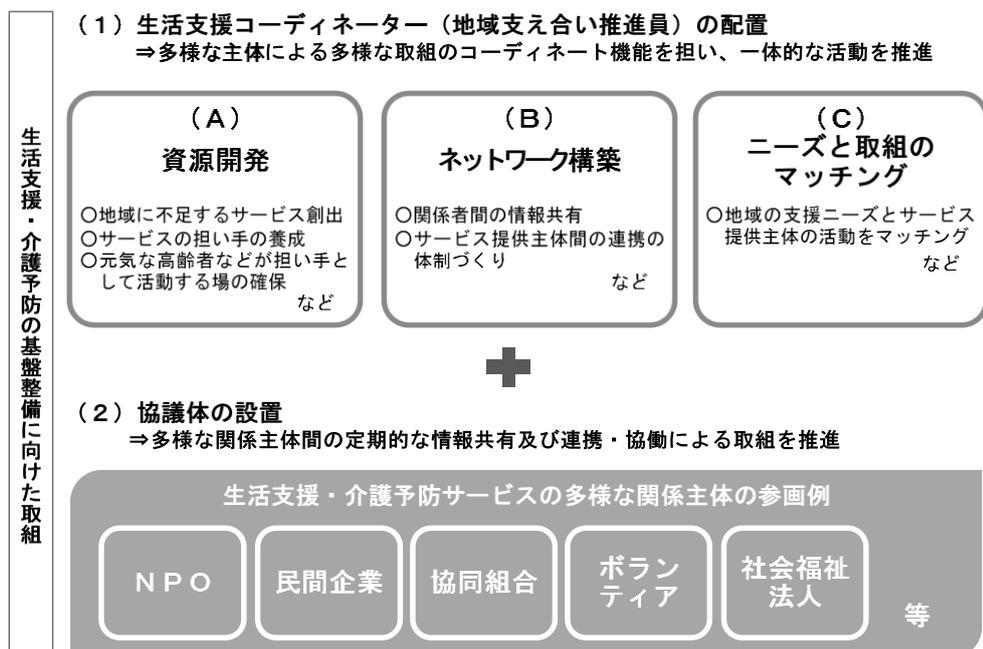
また、住民が主体となって取り組むサービスについては、その運営を支援し、地域における支え合い・助け合いの関係性のさらなる充実を図ります。

主な取組み

- ① 地域の実情に応じた生活支援サービスを構築します
- ② 生活支援サービス実施団体と連携・情報共有し、サービスの定着化を図ります
- ③ 住民主体によるサービスの運営を支援します
- ④ 生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い体制づくりを推進します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体サービス実施団体数	団体	4	5	5	6
住民主体サービス延べ利用者数	人	226	230	240	250

図表 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



1-3 医療・介護の連携推進

1. 医療・介護関係者の支援と連携推進

住み慣れた地域で生活が続けられるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの4つの場面において、医療・介護の切れ目ない提供体制の構築が必要です。医療・介護関係者を支援し、多職種連携を推進します。

主な取組み

- ① 医療・介護連携の窓口を運営します
- ② 医療・介護関係者に対する研修会を開催します
- ③ 医療・介護関係者間での情報連携を支援します
- ④ 在宅医療・介護連携推進会議等において課題の抽出、検討・情報共有を図ります

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援窓口への相談件数	件	13	12	12	12
研修会参加者数	人	314	200	200	200

図表 在宅医療・介護連携



2. 市民への普及啓発

在宅療養に対する理解促進を図り、市民が医療・介護を選択することができるよう、普及・啓発を行います。

主な取組み

- ① 地域の医療・介護資源の継続的な把握を行い情報提供します
- ② 在宅医療・介護に関する啓発を行います

1-4 地域で住み続けられる環境整備

1. 住み慣れた地域で生活するための支援

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する上では、介護保険サービス、生活支援サービスの双方が地域に確保されていることが重要です。

身近に商店が立地しない郊外地域の住宅団地等においては、買い物のための移動手段がないなど、買い物弱者の問題が顕在化しています。自宅から近い場所で生活サービスが得られるよう、買い物支援やインターネット販売、宅配サービスなど、多様な生活維持の手段について普及を図ります。

また、まちづくり施策と連携し、拠点地域における生活サービスの維持・誘導を図るとともに、支援を必要とする高齢者を対象として、多様な在宅サービスを提供し、高齢者が継続して住み慣れた地域で自立した在宅生活を送れるよう支援します。

主な取組み

- ① まちづくり施策と連携し、介護事業所等の適正な配置を図ります
- ② 買い物困難者への支援に関する情報を提供します
- ③ バスやタクシーによる移動手段の確保・移動支援を実施します
- ④ 在宅生活を継続するために必要なサービスを周知し、普及を図ります
- ⑤ 関係機関と連携しながら高齢者の居住支援を実施します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティバス中心市街地線の平日1日あたりの乗車人数	人/日	340	320	330	340
地域あいのリタクシーの導入地区数	地区	16	17	18	19
救急医療キット利用者数	人	2,461	2,500	2,550	2,600

2. 介護者に対する支援

介護を必要とする高齢者が地域で生活を継続していくには、介護保険サービスの利用だけでなく、家族の支援が重要となります。相談会や介護の研修会、介護家族交流会などにより介護する家族を支援していきます。

主な取組み

- ① 介護事業所等と連携し、家族介護者の研修会等を開催します
- ② 身近な場所での相談会を開催します
- ③ 家族介護者支援の重要性を周知します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護家族交流会の開催数	回	6	18	19	20
相談会・研修会の開催数	回	38	55	58	60

1-5 介護人財の確保・育成

1. 生活応援員の拡充

介護予防・日常生活支援総合事業の担い手となる生活応援員の育成を推進するとともに、活用について、広く周知します。

主な取組み

- ① 生活応援員育成講座を開催します
- ② 生活応援員の活用について、ボランティア団体等に周知します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活応援員育成講座の延べ認定者数	人	144	180	200	220

2. 環境整備と人財育成

介護従事者が働きやすい職場環境を整備するため、国や岐阜県の制度を活用し、介護ロボットやセンサー等の ICT 技術の導入・活用や関連事業について事業所へ情報提供を行います。また、介護職の働き方や魅力を知ってもらえるよう、小中学生を対象とした出張講座の実施を支援します。

主な取組み

- ① 介護事業所における業務改善・生産性向上に資するため、地域医療介護総合確保基金の積極的な活用に向けた情報を提供します
- ② 国・県と連携し、職場環境整備のための支援・施策を推進します
- ③ 介護事業所による小中学生を対象とした、介護職による出張講座の実施を支援します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護職による出張講座の開催数	人	29	55	60	65

1-6 権利擁護に関する制度の利用促進

1. 権利擁護に関する制度の利用促進

認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）、成年後見制度などについて、情報提供、相談支援、利用支援を行います。

中核機関である東濃権利擁護センターにおいて成年後見制度の利用促進を図るとともに、相談・申立支援を行います。また、認知症相談窓口においても後見申立の支援を行います。

主な取組み

- ① 権利擁護に関する制度の広報・啓発を行います
- ② 権利擁護に関する制度に係る相談を実施・支援します
- ③ 低所得者を支援するため、成年後見制度利用支援事業を実施します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東濃権利擁護センター相談数	人	43	47	52	57
市長申立相談件数	件	7	5	6	7
成年後見制度利用支援事業助成件数	件	8	8	9	10

2. 中核機関による制度利用支援

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、コーディネート等を行います。また、各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」の運営を担います。さらに、権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断を行います。

主な取組み

- ① 受任者調整会議により適切な後見人等を調整します
- ② 不正防止や不適切な実務を是正するため、後見人等への支援を行います
- ③ 東濃圏域での運営を通じてノウハウを蓄積し、今後の相談に活かします
- ④ 協議会を設置し、地域課題の検討・調整・解決に取り組みます

第2節 （基本方針2）認知症施策の推進

2-1 認知症に対する理解と啓発

1. 認知症への理解の促進

多くの市民が認知症を正しく理解し、見守り支援につなげるため、認知症ケアパスの活用や研修会の開催、認知症の人・家族からの発信を支援します。

また、認知症に関する講座を開催し、認知症に対する理解の向上を図るとともに、認知症予防を推進します。

主な取組み

- ① 市民に向けて認知症に関する理解を促進します
- ② 認知症の人・家族からの情報発信を支援します
- ③ 身近な地域において、認知症予防講座等を開催します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防講座の開催回数	回	35	45	50	55

2. 認知症支援に関する人財育成・周知・啓発

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守るサポーター（認知症サポーター）を養成し、活動を支援します。

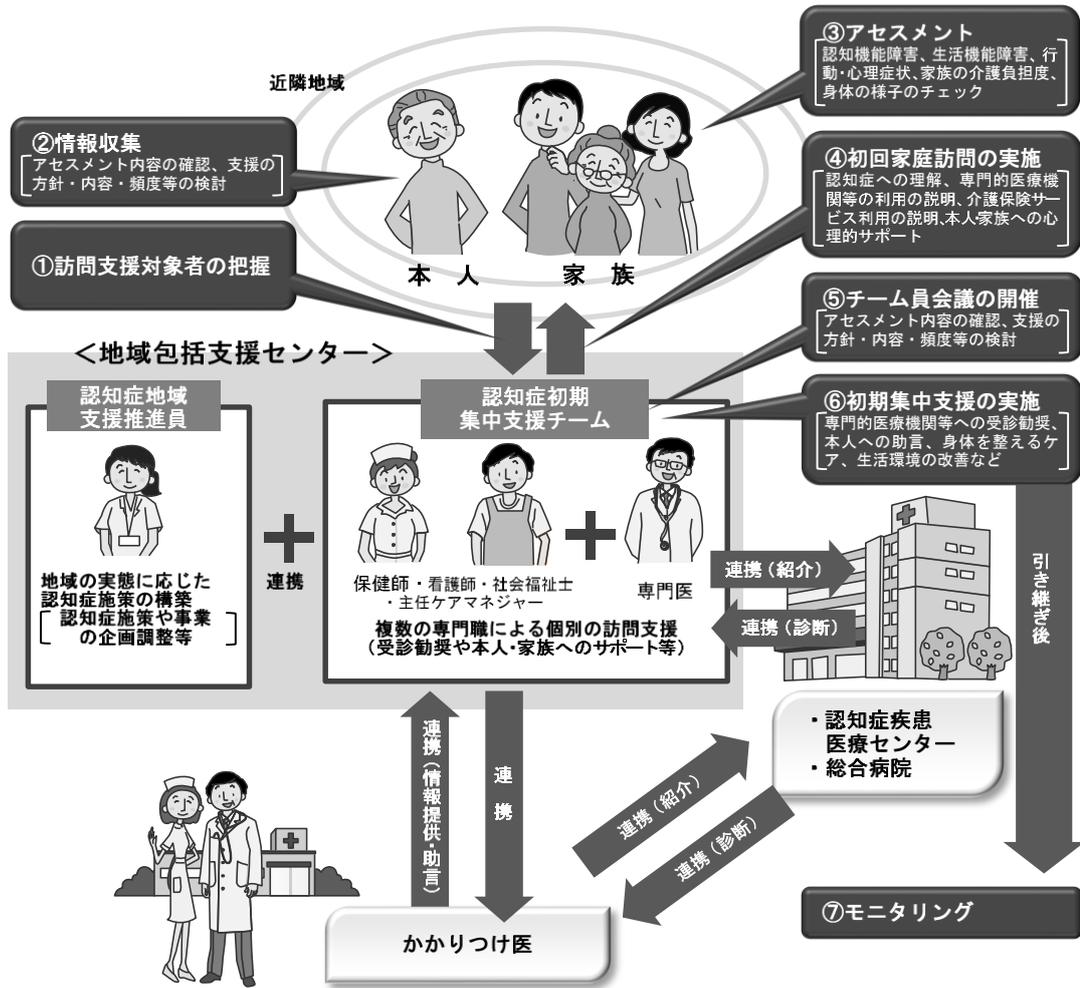
また、認知症初期集中支援チームを広く市民に周知します。

主な取組み

- ① 認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを育成します
- ② 認知症サポーターによる地域での活動を支援します
- ③ 認知症地域支援推進員の周知と利用促進を行います
- ④ 認知症初期集中支援チームを広く市民に周知します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座の受講者数	人	790	930	960	990
認知症初期集中支援チームによる支援件数	件	13	15	15	15

図表 認知症初期集中支援チーム



医師、地域包括支援センター職員（保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が家族の訴え等により認知症が疑われる人または認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行います。

2-2 認知症高齢者等とその家族への支援

1. 本人・家族介護者の支援

認知症の人や家族の負担を軽減するため、認知症カフェなどの集う場を充実するとともに、地域における支援体制の構築や多様なサービスのマネジメントを行います。

主な取組み

- ① 身近な地域において認知症の人及びその介護者が集う場づくりを促進します
- ② 家族介護者の負担を軽減するために、サービス活用方法を提案します
- ③ 地域での見守り体制を支援します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの開催団体数	団体	7	8	9	10
みまもりシール事業登録者数	人	44	50	55	60

第3節 （基本方針3）介護予防・健康づくりの充実・推進

3-1 介護予防の推進

1. 身近な地域における健康維持に対する支援

身近な地域における健康増進や介護予防活動への参加機会を提供するとともに、地域で行われる健康増進・介護予防の取組みを支援します。

主な取組み

- ① 身近な地域において健康教室や介護予防教室を開催します
- ② 地区担当の保健師などにより、地域の健康づくりを推進します
- ③ 地域主体で行われる健康増進・介護予防活動を支援します
- ④ たじみ健康ハッピープランに基づく食生活・運動等を推進します
- ⑤ 一般介護予防事業やサロンへ運動指導士等の専門職派遣事業を実施します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロン等における介護予防教室の開催数	回	86	100	105	110
地域サロンへの運動指導士等の派遣事業の実施回数	回	109	120	125	130
一般介護予防事業参加者数	人	6,757	8,000	8,000	8,000

2. 介護予防・重症化防止の推進

健康寿命の延伸につなげるために、壮年期から健康意識を高め、運動習慣や規則正しい食習慣の定着を図り、重症化防止に向けて取り組みます。

主な取組み

- ① 高齢者の健診結果から対象者を把握し、集いの場等を活用した個別的支援を実施します
- ② 栄養・口腔機能低下の予防に関する情報を提供します
- ③ 健康診査の受診を促進します
- ④ 自宅においても健康を維持できるための支援を行います

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
節目歯科検診（70歳）の受診率	%	10.1%	10.4%	10.4%	10.4%
特定健診（65歳以上）受診率	%	43.0%	45.0%	45.0%	45.0%
すこやか健診（75歳以上）受診率	%	18.7%	20.0%	20.0%	20.0%

第4節 （基本方針4）高齢者の活躍推進

4-1 役割を持てる生活への支援

1. 高齢者の活躍支援

高齢者がいつまでも元気に生活するためには、生きがいと役割を持つことが重要です。高齢者の団体等の活動を支援し高齢者の社会参加を推進します。

主な取組み

- ① 高齢者団体等の事業活動について、情報を提供します
- ② 高齢者団体等の既存団体・組織と連携し、高齢者が活躍できる場を確保します
- ③ 高齢者の活躍支援方法を検討します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター業務委託数	件	24	25	26	27

2. サロン等集いの場への支援・展開

本市では、「ひまわりサロン」が中心となり、高齢者が集う場の役割を担っています。そのため、今後も社会福祉協議会を窓口としてひまわりサロンの活動を支援することで、高齢者の集いの場の充実を図ります。

引きこもりがちな高齢者に参加を促し、身近な地域での高齢者の集いの場づくりの活動を支援します。

また、集いの場が開催される集会所について、トイレの改修（和式から洋式へ）や手すり・スロープの設置などの改修を支援します。

主な取組み

- ① 高齢者集いの場の活動費の助成、備品整備を進めます
- ② 身近なサロン等集いの場づくりの活動を支援します
- ③ 集いの場が開催される集会所のトイレ改修、手すり・スロープ設置等の費用を補助します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひまわりサロンへの参加者数	人	1,556	1,580	1,600	1,620
集会所の整備件数	件	4	3	3	3

4-2 地域の支え合い活動の支援

1. 地域の支え合い活動の支援

地域で高齢者の暮らしを支えるためには、介護や福祉などの専門職による関わりだけでなく、地域での支え合いが大切です。地域の活動を支援し、地域で見守っていく支え合いの体制づくりを進めます。

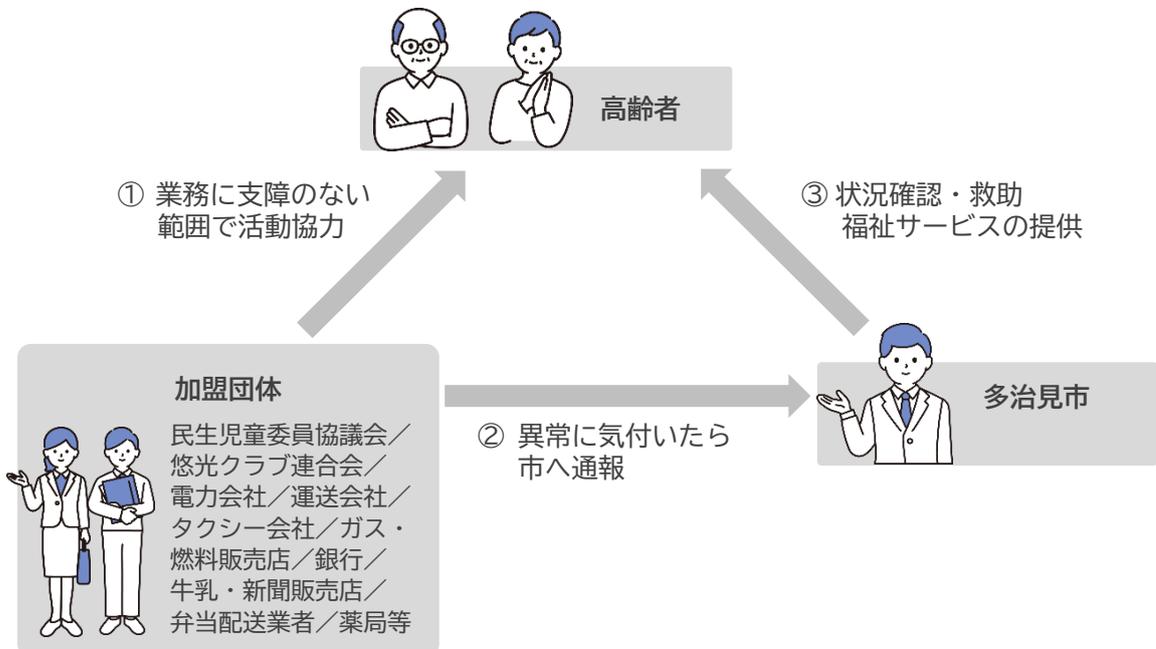
また、独り暮らしの高齢者の不安を和らげる見守り体制の充実を図ります。

主な取組み

- ① 高齢者団体等の活動を支援し、地域における福祉活動の活性化を図ります
- ② 「孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊」と連携し、見守り活動を実施します
- ③ 配食型見守りサービスにより、見守り活動を実施します
- ④ 実情に即した緊急通報システムの見直しを行います
- ⑤ 民生委員・児童委員及び福祉委員の活動を支援します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊」加盟団体数	団体	101	104	107	110

図表 「孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊」の流れ



第5節 （基本方針5）介護保険サービスの適正化

5-1 介護保険サービスの適正な提供

1. 居宅サービス

① 訪問介護

要介護者に対して生活面での自立に向けたサポートを行うため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、買い物や通院等の外出介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関することなど、日常生活に必要な支援を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
訪問介護	回数 (回)	231,424	241,684	251,428	258,508	303,811	294,156

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、要支援・要介護者の自宅を訪問し、簡易浴槽による入浴の介護を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
訪問入浴介護	回数 (回)	4,748	5,589	5,985	6,332	7,465	7,296
介護予防訪問入浴介護	回数 (回)	45	45	45	45	45	45

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

療養生活の支援と心身機能の維持回復を図るため、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援・要介護者の自宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
訪問看護	回数 (回)	35,161	36,470	38,150	40,991	47,450	45,875
介護予防訪問看護	回数 (回)	6,096	6,510	7,074	7,866	8,340	7,968

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士・作業療法士が要支援・要介護者の自宅を訪問して、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
訪問リハビリテーション	回数 (回)	2,263	2,263	2,405	2,259	2,635	2,564
介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回)	932	1,143	1,301	1,259	1,354	1,259

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要支援・要介護者の療養上の管理及び指導を行うため、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
居宅療養管理指導	人数 (人)	16,896	16,896	16,896	14,232	16,584	14,707
介護予防居宅療養管理指導	人数 (人)	876	876	876	756	792	756

⑥ 通所介護（デイサービス）

心身機能の維持と社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
通所介護	回数 (回)	133,903	135,894	139,038	147,477	168,180	162,154

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を図るため、要支援・要介護者が老人保健施設や病院・診療所などへ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助ける理学療法・作業療法などのリハビリテーションを受けられます。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
通所リハビリテーション	人数 (人)	1,812	1,860	1,908	2,076	2,352	2,280
介護予防通所リハビリテーション	人数 (人)	768	816	876	960	1,008	960

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要支援・要介護者が特別養護老人ホームなどへ短期入所し、当該施設において入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

ショートステイには、特別養護老人ホームに併設されているものがあります。特別養護老人ホームの短期利用分の定員には一定程度の余裕が認められます。一方で通常利用分（長期入所）の希望者に待機者が発生していることから、短期利用分の定員の30床程度を通常利用分に割り当てることを検討します。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
短期入所生活介護	日数 (日)	40,414	41,745	43,330	46,624	54,853	52,990
介護予防短期入所生活介護	日数 (日)	194	194	194	162	162	162

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所した要支援・要介護者に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の支援などを行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
短期入所療養介護	日数 (日)	4,587	4,687	4,687	4,465	5,256	5,070
介護予防短期入所療養 介護	日数 (日)	12	12	12	12	12	12

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

（有料老人ホーム、ケアハウス）

有料老人ホーム、ケアハウスに入所している要支援・要介護者に入浴・排泄・食事などの介護、生活等に関する相談・助言などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
特定施設入居者生活介護	人数 (人)	1,800	1,920	1,992	2,040	2,376	2,292
介護予防特定施設入居 者生活介護	人数 (人)	264	276	264	264	252	252

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

家庭での日常生活を助けるため、心身機能が低下し日常生活に支障がある要支援・要介護者に、日常生活や機能訓練に役立つ福祉用具の貸し出しを行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
福祉用具貸与	人数 (人)	20,208	20,904	21,996	23,568	27,204	26,268
介護予防福祉用具貸与	人数 (人)	6,744	7,128	7,668	8,436	8,880	8,496

⑫ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

家庭での日常生活を助けるため、日常生活に支障のある要支援・要介護者に、日常生活や機能訓練に役立つ福祉用具購入費の一部を支給します。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
特定福祉用具購入	人数 (人)	360	384	396	336	396	384
特定介護予防福祉用具 購入	人数 (人)	120	144	168	192	204	192

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、家庭での日常生活を助けるため、日常生活に支障のある要支援・要介護者が、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行う場合、その費用の一部を支給します。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
住宅改修	人数 (人)	228	228	228	108	120	120
介護予防住宅改修	人数 (人)	168	168	168	144	156	144

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメント）

要支援・要介護者が居宅サービスを適切に利用するため、それぞれの心身の状況、置かれている環境、意向などを勘案して居宅サービス計画を作成し、この計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者などとの連絡調整、その他のサービス提供を行います。また、要介護者が介護保険施設に入所する場合は、介護保険施設を紹介し
ます。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
居宅介護支援	人数 (人)	28,932	30,420	31,608	34,488	39,420	38,028
介護予防支援	人数 (人)	7,884	8,220	8,784	9,744	10,260	9,804

2. 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

本市の特別養護老人ホームの通常利用分（長期入所）には待機者が生じています。特別養護老人ホームの短期利用分の定員には一定程度の余裕があり、事業者の実情に応じて短期利用分の30床程度を通常利用分に割り当てることを検討します。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
介護老人福祉施設	人数 (人)	5,784	5,784	5,820	6,864	8,196	7,944

② 介護老人保健施設

入院治療の必要がない要介護者に対して、看護、医療的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の支援を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
介護老人保健施設	人数 (人)	2,916	2,916	3,012	3,420	3,972	3,804

③ 介護医療院

長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練などを行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
介護医療院	人数 (人)	144	192	216	312	384	372

3. 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅介護を支えるため、日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回訪問と随時対応を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数 (人)	84	84	84	36	36	36

② 認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要支援・要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の支援や機能訓練を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
認知症対応型通所介護	人数 (人)	12	12	12	12	12	12

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要支援・要介護者の容態や希望に応じて、随時「訪問」、「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続の支援を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
小規模多機能型居宅 介護	人数 (人)	480	492	516	516	612	576
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人数 (人)	96	216	336	372	396	372

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要支援・要介護者について、共同生活を営むべき住居において、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
認知症対応型共同生活介護	人数 (人)	2,628	2,760	2,808	3,084	3,540	3,420
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数 (人)	12	12	12	12	12	12

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者に対し、定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所させて、入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数 (人)	684	684	684	840	984	960

⑥ 地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の通所介護事業所で、心身機能の維持と社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
地域密着型通所介護	回数 (回)	68,187	71,144	74,839	81,669	92,958	89,625

4. 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに対して、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することができるサービスを提供します。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 32年度
予防訪問介護相当サービス	件数 (件)	4,000	4,000	4,000	3,880	3,555	3,206
緩和型訪問サービス	件数 (件)	24	24	24	24	24	24
住民主体型訪問サービス	件数 (件)	900	900	900	840	780	720
予防通所介護相当サービス	件数 (件)	7,150	7,150	7,150	6,936	6,355	5,731
緩和型通所サービス	件数 (件)	480	480	480	466	427	385
住民主体型通所サービス	件数 (件)	108	108	108	96	84	72

5-2 介護保険事業の適正な運営

1. ケアプラン点検等による介護給付の適正化

介護給付を必要とする要支援・要介護認定者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促し、介護給付の適正化を図ります。

主な取組み

- ① 要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を実施します
- ② 介護給付費通知制度を検討します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの適正点検を行う事務所数	箇所	6	6	6	6
住宅改修等の調査点検の件数	件	4	10	10	10

2. 事業者への指導

各サービス事業者に対し、適正なサービス提供が行われているか、定期的に指導・監査を実施します。

主な取組み

- ① 居宅、施設、地域密着型サービス事業所の指導・監査を実施します
- ② 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅において、県と連携強化を図り介護サービス指導を実施します

指標名	単位	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所集団指導数	回	3	3	3	3
事業所運営指導数（居宅、地域密着型サービス事業所）	件	8	10	10	10
岐阜県と合同のサービス事業所指導件数（総合事業含む）	件	5	4	4	4

3. 事故防止と事故対応

安心して介護サービス等を利用できるよう、事故の防止や速やかな事故対応、再発防止などに取り組めます。

主な取組み

- ① 事故報告書を活用した事故検証を行います
- ② 事故報告に関する再発防止情報を発信します

5-3 災害・感染症予防対策への支援

1. 利用者への啓発と事業者への支援・指導

介護事業所と迅速な情報共有の体制整備を進め、サービス利用者に対して日頃から災害や感染症対策についての周知・啓発を実施します。

日頃から介護施設や事業所等と連携し、災害や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生に備えた平時からの事前準備、災害や感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等が必要となります。

介護施設や事業所等が災害や感染症発生時でもサービスを安定的・継続的に提供するための業務継続計画（BCP）に基づく備えができているかを定期的に確認します。また、介護職員や関係者が災害や感染症に対する知識を理解した上で、業務に対応できるよう情報を提供します。

主な取組み

- ① 災害や感染症予防対策に関する情報を発信します
- ② 災害時及び感染症対策マニュアルの運用に関する情報を提供します
- ③ 感染拡大防止と発生時の対応への支援をします
- ④ サービス提供に関する国・県の動向について情報を提供します

2. 発生時における行政・関係機関との連絡・協力

災害や感染症発生時も含め、岐阜県や近隣自治体・保健所・協力医療機関等と連携し、情報提供や支援体制、相互協力体制の整備を行います。

主な取組み

- ① 県、近隣自治体、保健所及び協力医療機関等と情報を共有します
- ② 被災者支援、感染症対策支援のため、関係機関と相互協力をします